

# 第8回特定複合観光施設区域整備推進会議

## 法務省説明資料



平成29年7月18日  
法務省刑事局

# 1 刑法における違法性阻却の考え方



違法性阻却事由

(例外的に違法性が阻却される場合)

- 法令行為(刑法35条)(※)・・・公営競技(競馬法等)
- 正当業務行為(刑法35条)
- 正当防衛(刑法36条)
- 緊急避難(刑法37条)

カジノに係る行為は、賭博等の罪の構成要件に該当するが、法律に従って行われるのであれば、法令行為(刑法35条)として違法性が阻却される。

※ 刑法35条 「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」

## 2 特別法の立案に当たって考慮されるべき事項

法秩序全体の整合性を保つため、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨を没却しないような制度上の配慮が必要

### ○ 整合性を判断する際の主な考慮要素

- ・ 目的の公益性
- ・ 運営主体等の性格
- ・ 収益の扱い
- ・ 射幸性の程度
- ・ 運営主体の廉潔性
- ・ 運営主体への公的監督
- ・ 運営主体の財政的健全性
- ・ 副次的弊害の防止 等